



平成28年6月15日発行

広報うき号外を発行しました。生活再建に向けた大切な情報などをお届けします。各世帯に配布するほか、各避難所にも配布しています。これらの情報は市公式ホームページや市情報メールなどで随時お知らせしています。広域避難している人など、この広報紙が届かない可能性のある人をご存じでしたら、周知いただきますようお願いいたします。

なお、次号の広報うき（定期版）は7月1日（金）発行予定です。

## 倒壊家屋などの解体費標準単価のお知らせ

お問い合わせ  
衛生環境課  
☎32-1598

市が行う倒壊家屋などの解体工事は、県が示した標準単価を採用します。倒壊などの危険性があるなどの理由で、市の施工を待たずに解体撤去する場合は、下記の単価をご参考ください。その際には、次の関係書類などの保管をお願いします。

- ①解体工事前、工事中、工事後の状況を記録した写真
- ②解体工事に係る契約書、見積書、領収書
- ③解体工事に係るマニフェスト（廃棄物の処理が適正に実施されていることを確認する書類）

【木造家屋（住家）】（金額は全て税抜き）

解体費 25,944円/坪

※仮設・積込・諸経費含む。廃棄物処分代は含まない。

運搬費（往復分） 10km：4,237円 20km：7,887円

※4t車使用の場合

家屋の基礎解体費 3,415円/坪

家屋の基礎運搬費 往復10km：1,815円

往復20km：3,382円

※4t車使用の場合

例 平屋、40坪、4t車使用、運搬距離往復10km、家屋の基礎まで解体の場合

1,416,440円（一坪当たり35,411円）

## 罹災証明書の申請・受け取りはお済みですか

お問い合わせ 税務課 ☎32-1487

住居が被災した人へ罹災証明書を発行しています。期間内の受け取りにご協力をお願いします。

日程 6月30日（木）まで 午前9時～午後4時  
※土日受け付けています。

場所 市役所新館

※罹災証明書の申請がお済みでない場合は早めの申請をお願いします。申請業務は各支所総合窓口でも行っています（平日のみ）。

※7月1日（金）以降も受け取りは可能ですが、受付場所などは未定です。

### 注意事項

- ・廃棄物処分費は別途必要です。適正に処理されたことが確認できなければ対象となりません。
- ・既に解体した人で、要件に該当した場合は、実際に支払った額と上記単価で計算した額のいずれか低い方での精算となります。ただし、書類の確認ができないと補助の対象となりません。
- ・空き家、中小企業の事務所、商店、納屋なども被災の程度が半壊以上で市が生活環境保全上必要と認めるときには補助の対象になりますが、減免決定通知の判定によります。詳しくはあらためてお知らせいたします。その場合の単価は家屋と異なります。

## 災害ごみの受け入れを再開します

災害ごみ・がれきの仮置き場への搬入・受付を6月20日（月）から再開します。

これまでに発行した減免許可証は使用できません。再開後に搬入する場合は、罹災証明書、印鑑、身分証明書を持参の上、衛生環境課での手続きをお願いします。

## 被災者生活再建支援金の申請に必要な書類の訂正

お問い合わせ  
社会福祉課地域福祉係 ☎32-1387

広報うき6月号14ページに掲載している被災者生活支援金の申請に必要な書類の一部に誤りがありました。ここにおわびし、申請に必要な添付書類をあらためてお知らせします。

### 申請に必要な書類

基礎支援金 罹災証明書（原本）  
世帯主の通帳のコピー

加算支援金 契約書などのコピー、その他書類は住宅の被害状況で異なります。申請時に担当者からお知らせします。

## 応急仮設住宅入居者2次募集を行っています

お問い合わせ  
高齢介護課  
☎32-1406

仮設住宅入居者の2次募集を行っています。今回の募集では、入居条件が緩和されています。

**受付期限** 6月20日(月)午前9時～午後4時 ※土日受け付けます。

**受付場所** 市役所新館第4会議室

### 募集する応急仮設住宅

松橋町 当尾仮設団地 44戸

小川町 小川仮設団地 19戸

豊野町 豊野仮設団地 10戸

不知火町 御領仮設団地 10戸

### 入居条件(次の全てに該当すること)

- ・平成28年4月14日時点で、宇城市に住所を有する人
- ・地震による住居の全壊または大規模半壊により、居住する住宅がない人。
- ・自らの資力で住居を確保することができない人
- ・住宅応急修理制度を利用していない人
- ・民間賃貸住宅借上げ制度(みなし応急仮設住宅)を利用していない人

### ～新たに追加された条件～

- ・「半壊」でも家屋の解体・撤去に伴い自らの住居に居住できない人は対象となる場合があります。

### 必要書類(半壊の場合)

- ・解体したことを証明する書類「解体証明書」(税務課発行)または「滅失登記簿謄本」(法務局発行)の写し
- ・今後解体をする予定の人は、「解体・撤去誓約書」(受付場所に準備)

**入居時期** 7月～8月の入居を予定

※団地によって異なります。

※詳細は入居決定通知書でお知らせします。

**入居者の選定方法** 応募者多数の場合は抽選を行います。次の優先要件に該当し、かつ「全壊」、「大規模半壊」の判定を受けた人を優先的に選定します。ご了承ください。

### 優先する要件

- ・75歳以上の高齢者だけで構成される2人以上世帯
- ・身体障害者手帳1級または2級の人がいる世帯
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人がある世帯
- ・高齢者や障がい者(児)がいて、家族介護が必要と認める世帯
- ・3歳以下の乳幼児または妊婦のいる世帯
- ・中学生以下の子どもが3人以上いる世帯
- ・75歳以上の高齢者がいる世帯

### その他

- ・入居期間は2年以内です。家賃は必要ありません。
- ・駐車場は原則として1世帯1台分です。
- ・食事代、電気代、水道代、ガス代および共益費、自治会費などは、入居者の負担となります。
- ・ペットは室内飼育のみ許可します。

**申し込み方法** 受付場所に備え置き of 申請書に必要事項を記入し罹災証明書を添えて、お申し込みください。

## 被災住宅の応急修理の申請はお済みですか

お問い合わせ  
都市整備課  
☎32-1694

地震により住居が被害を受けた世帯に対し、日常生活に必要で欠くことのできない部分(屋根、壁、居室、台所、トイレ、上下水道管など)で緊急を要する箇所について、市が業者に依頼して応急修理を行います。

**申請場所** 市役所新館第3・4会議室

**対象** 大規模半壊の被害を受けた場合

- ・半壊の被害を受け、自ら修理を行う資力がない場合(所得が一定以下の場合に該当します)
- ・全壊の被害を受けたが、応急修理を行うことで居住可能になる場合
- ・応急仮設住宅(民間賃貸住宅借上げ制度を含む)を利用しない場合

**支援内容** 1世帯当たり57万6千円を限度に補助します。ただし、同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は、1世帯とみなします。

※応急修理は、市の指定業者のみ実施できます。ただし、みなし指定業者制度もあります。詳しくはお尋ねください。

**必要書類** 申込書、罹災証明書(コピー可)、世帯全員分の住民票(罹災証明書で確認できない場合)、世帯全員分の平成26年分所得証明書(半壊の場合のみ)。申請書で同意いただき市で確認できる場合は不要

**申請方法** 罹災証明書受け取り後に申請をしてください。

## 梅雨期・台風期の避難所について

お問い合わせ  
危機管理課 ☎32-1111

地震により住居に住むことができなくなった場合の避難所と区別するために、今後の梅雨期・台風期の大雨や土砂災害に対する避難所を、右のとおり設けます。今後、避難勧告などが発令された場合はお間違えのないようご注意ください。自主避難をする場合は、食料や寝具などを持参の上、避難してください。

三角町	三角小学校	郡浦地区市民館、戸馳農村環境改善センター
不知火町	不知火公民館	松合小学校
松橋町	松橋小学校	当尾小学校、豊川小学校
小川町	小野部田小学校	海東小学校、小川小学校、河江小学校
豊野町	旧豊野小学校	豊野町コミュニティセンター

地震により住居に住むことができなくなった場合の避難所として、不知火武道館、ウイングまつばせ、サンアビリティーズ、ラポート、河江地区コミュニティセンター、豊野公民館を開設しています（発行日現在）。

## 義援金の配分額が変更になりました

お問い合わせ  
社会福祉課 ☎32-1387

県の基準に基づき配分します。

**申請場所** 市役所新館

**対象**

**人的被害** 死亡者、行方不明者および重症者  
(30日以上治療)

**住家被害** 全壊、大規模半壊、半壊した住家

**申請方法** 罹災証明書受け取り後、随時申請できます。

※指定口座への振り込みをもって、決定通知に代えさせていただきます。

**申請に必要なもの**

罹災証明書のコピー、世帯主の通帳のコピー、印鑑

**支給額**

**人的被害** 死亡者 80万円/人  
行方不明者 80万円/人  
重症者 8万円/人

**住家被害** 全壊 80万円/世帯

大規模半壊・半壊 40万円/世帯

※すでに支払い済みの人には差額を支払います。

## 6月26日(日)の 休日当番医が変わりました

お問い合わせ

宇城市保健福祉センター ☎32-7100

広報うき6月号22ページに掲載している「健診・相談・休日当番医・献血カレンダー」の内容に変更がありましたので、改めてお知らせします。

**6月26日(日)休日当番医** (太字が変更分)

小篠内科医院 (不知火) ☎33-1206

くどう日日医院 (松橋) ☎32-0010

廣岡クリニック皮膚科 (小川) ☎43-6543

## 司法書士、精神保健福祉士による 無料法律・福祉相談会

お問い合わせ

県司法書士会 ☎096-364-2889

県精神保健福祉士協会災害支援事務局

(平日午前9時30分～午後4時30分)

☎080-2700-0226

今回の地震に関連する被災者で法律問題（ローンの支払い、近所トラブル、借家問題など）でお困りの場合や福祉問題でお悩みの方はぜひご相談ください。

**期間** 毎週水曜日 ※第3水曜日を除く

**時間** 午後1時～4時

**場所** 市役所1階ロビー

※場所は変更になる場合があります。

**相談方法** 面談 (予約不要)

## 災害援護資金の貸し付け申し込みは 7月31日（日）までです

お問い合わせ

社会福祉課 ☎32-1387

申請場所 市役所新館

対象

- ・世帯主が負傷（1カ月以上）
- ・住居や家財に被害を受けた人

貸付限度額 350万円（所得制限があります）

連帯保証人 要（1人）

利率 年3%

据え置き期間 3年は無利子。特別の場合は5年。

償還期間 10年（据え置き期間を含む）

償還方法 年賦または半年賦

必要書類 罹災証明書（コピー可）、印鑑証明書  
※詳しくはお尋ねください。

申請方法 罹災証明書受け取り後、随時申請が  
できます。

### 連帯保証人の資格要件

- ・申込者と同一世帯でないこと。
- ・被害を受けた日の前年において市民税の課税所得があること（市外在住の場合は所得証明書、納税証明書の添付が必要）。
- ・市税などの滞納がないこと。
- ・災害援護資金の貸付を受けていないこと。
- ・すでに別の災害援護資金の連帯保証人になっている場合にあつては、当該災害援護資金の償還に滞納がないこと。

## 民間賃貸住宅借上げ制度の対象が拡大しました（みなし応急仮設住宅）

お問い合わせ

高齢介護課 ☎32-1406

県健康福祉政策課 ☎096-333-2818

対象

- ・4月14日時点で、県内に住所を有する人
- ・災害により住居が全壊または大規模半壊により、居住する住宅がない人。
- ・半壊であっても、住み続けることが危険な程度の傷みや生活環境保全上の支障となっている損壊家屋など取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない人（解体・撤去誓約書または解体証明書が必要）
- ・自らの資力では住居が確保できない人
- ・住宅応急修理制度を利用しない人

民間賃貸住宅借上げ制度の対象が拡大し、申請とお問い合わせ先が高齢介護課に変更になりました。

## 災害弔慰金

お問い合わせ

社会福祉課地域福祉係 ☎32-1387

地震によりお亡くなりになったとき、その遺族に対して災害弔慰金を支給します。

対象

配偶者、子、父母、孫、祖父母、同一世帯・同一生計の兄弟姉妹

支給額

生計維持者が死亡した場合 500万円

その他の人が死亡した場合 250万円

## 災害障害見舞金

お問い合わせ

社会福祉課地域福祉係 ☎32-1387

地震により、重度の障がいを受けた人に災害障害見舞金を支給します。

対象 地震により、重度の障がい（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ間接以上切断など）を受けた人  
※重度の障がいとは、災害により負傷し、または疾病にかかり、それが治ったとき（その症状が固定したときを含む）に障がいを有することとなった場合

必要書類 診断書（市指定の様式）

支給額

生計維持者 250万円、その他の人 125万円

# 被災住家の解体・撤去の受付を開始します

お問い合わせ  
衛生環境課  
☎32-1598

6月20日(月)から、被災住家の解体・撤去の第一次受付を開始します。

下記の日程一覧により、申請受付をお願いします。市が行う解体については受付順ではありませんので、ご了承ください。

**対象となる被災建物** 罹災証明において、「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた住家のみ

**受付場所** 市役所新館第4会議室

**受付時間** 午前9時～午後4時

**持参する物** 申請書類一式、身分証明書、実印  
(申請書類一式は市ホームページからダウンロードすることができます)

## 注意事項

- ・解体は受付順ではありません。地区割りし、午前・午後と人数を均等にしておりますので、早朝から並ぶ必要はありません。
- ・罹災証明書の申請時に写真を提出済みの場合でも、今回の申請時には、必ず写真(印刷しているもの)をご持参ください。待ち時間の短縮のために、ご協力をお願いいたします。

罹災証明が出ない非住家(納屋、中小企業、空き家など)につきましては、固定資産税の減免申請による判定が必要ですので、もうしばらくお待ちください。

## 解体撤去地区別受付日程表

日程	午前	午後
6月20日(月)	不知火町、三角町	豊野町
6月21日(火)	海東地区、小川地区、小野都田地区	河江地区
6月22日(水)	松橋地区 (2区、3区、4区、5区、6区)	松橋地区 (7区、8区、9区、10区、北11区、南11区、12区)
6月23日(木)	当尾地区 (久良、大野、古保山、海の平)	当尾地区 (曲野北、曲野南、北萩尾、南萩尾、六地蔵、浦川内)
6月24日(金)	豊川地区	豊福地区
6月25日(土)～30日(木)	地区の指定はありません	

## 既に解体撤去済みの場合の地区別受付日程表

日程	地区
6月27日(月)	不知火町、三角町、豊野町
6月28日(火)	小川町
6月29日(水)	松橋町
6月30日(木)～7月5日(火)	地区の指定はありません

## 市の解体を待たずに自主解体する場合

6月20日(月)以降、市の解体を待たずに自主解体をする場合は事前受付が必要です。罹災写真と印鑑をご持参のうえ、6月20日(月)以降に衛生環境課窓口までお越しください。

**7月10日(日)は  
参議院議員通常選挙が行われます**

お問い合わせ  
市選挙管理委員会  
(総務課内)  
☎32-1111

**7月10日(日)は  
第24回参議院議員  
通常選挙の投票日です**

公示日 6月22日(水)  
投票日 7月10日(日)  
午前7時～午後6時

### 期日前投票をご利用ください

選挙当日に仕事や用事などで投票にいけな  
い場合は、期日前投票ができます。下記のど  
この期日前投票所でも投票できます。

期間 6月23日(木)～7月9日(土)  
午前8時30分～午後8時  
場所 市役所、三角支所、不知火支所  
ラポート、豊野支所

### 投票所が変更になります

今回の選挙では次の2カ所の投票所が変更に  
なります。ご理解とご協力をお願いいたします。

#### 【三角第3投票区】

市三角センター → 市三角支所

#### 【小川第4投票区】

三ツ丸公民館 → 河江公民館

私  
たち  
の  
声  
を  
、  
私  
た  
ち  
の  
将  
来  
に  
。

2016.6.19  
選挙権年齢が18歳以上に。  
若者を盛り上げる世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるために引き下げられます。  
18歳以上20歳未満の約240万人が新たに投票できるようになります。

全国でオンライン・ワーキングを開催!  
www.election.go.jp/working/2016/06/19/

エクスプロージョン 最新作「選挙権の交」 WEBで公開中!!

詳しくはこちらをご覧ください。 18歳選挙権

- ・ 入場券は公示日までに届くよう  
発送する予定です。仮設住宅な  
どに入居する人は、郵便局に転  
送届を提出することをお勧めし  
ます。
- ・ 入場券が届かなかつたり紛失し  
た場合でも、宇城市の選挙人名  
簿に登録されていれば投票がで  
きます。
- ・ 入場券には投票所の場所が書い  
てありますが、投票日は入場券  
に書いてある投票所でしか投票  
ができませんので、よく確認し  
てください。